慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	司法解剖例における心中の検討
Sub Title	A judicial autopsy study of double-suicides
Author	保科, 光紀(Hoshina, Mitsunori)
Publisher	慶應医学会
Publication year	2006
Jtitle	慶應医学 (Journal of the Keio Medical Society). Vol.83, No.1 (2006. 3) ,p.37- 45
JaLC DOI	
Abstract	Objective This study was designed to investigate murder-suicide cases and double-suicides agreed on by both parties, by means of judicial autopsies performed at the Department of Forensic Medicine, School of Medicine, Keio University, to elucidate the characteristics of both double・ suicide types. and to compare domestic cases with foreign cases. Methods Autopsy records of 7,276 corpses, on which judicial autopsies had been performed at the Department of Forensic Medicine, School of Medicine. Keio University during the period from September l945 to December 2003, were investigated and cases ol murder・ suicide and double・ suicide, i.e. agreed upon by both parties, were extracted. Offender-victim relationships, motives for double-suicides, and methods of homicide were analyzed in individual cases. All cases were compared with foreign cases in terms of these points in the literature. Results There were 259 murder-suicides and 39 double-suicides. as delined above. The largest number, 110 a of the 259 cases, were parent-child suicides, In contrast, the largest numbers of foreign murder-suicides were those due to a failure in the relationship of a couple. Although Ihe number of double-suicides agreed on by both parties between male and female lovers has been believed to be large in Japan, the number was actually small, only 22. This tendency was recognized in the foreign cases as well. In the majority of parent-child murder-suicides, the motive was maternal depression, which correlated with child rearing. In double-suicide cases involving elderly couples, health problems and questions regarding their livelihood were important motives. In the larsest number of suicides, in which one person kills the other and them him/herself based on a pact. the method of killing the partner was strangulation, in contrast to cases abroad in which firearms were used in the majority of cases. In many of the double-suicides the methods were nonviolent, i.e., carbon monoxide poisoning, hypnotic poisoning, etc. Conclusion It was considered important for prevention of murder-suicides to prevent isolation and despair of mothers and[he elderly. The present study revealed the limitations, which are attributable cultural differences, of a comparison of domestic with foreign cases. It was considered necessary for future studies of double-suicides to devise flexible definitions of double-suicides.
Notes	原著
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069296-20060300-0037

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應医学・83(1)：37～45，2006

原　著

司法解剖例における心中の検討

慶應義塾大学医学部法医学教室
保科光紀

ABSTRACT

A judicial autopsy study of double-suicides

Mitsunori Hoshina, M.D.
Department of Forensic Medicine, School of Medicine, Keio University

Objective This study was designed to investigate murder-suicide cases and double-suicides agreed on by both parties, by means of judicial autopsies performed at the Department of Forensic Medicine, School of Medicine, Keio University, to elucidate the characteristics of both double-suicide types, and to compare domestic cases with foreign cases.

Methods Autopsy records of 7,276 corpses, on which judicial autopsies had been performed at the Department of Forensic Medicine, School of Medicine, Keio University during the period from September 1945 to December 2003, were investigated and cases of murder-suicide and double-suicide, i.e. agreed upon by both parties, were extracted. Offender-victim relationships, motives for double-suicides, and methods of homicide were analyzed in individual cases. All cases were compared with foreign cases in terms of these points in the literature.

Results There were 259 murder-suicides and 39 double-suicides, as defined above. The largest number, 110 of the 259 cases, were parent-child suicides. In contrast, the largest numbers of foreign murder-suicides were those due to a failure in the relationship of a couple. Although the number of double-suicides agreed on by both parties between male and female lovers has been believed to be large in Japan, the number was actually small, only 22. This tendency was recognized in the foreign cases as well. In the majority of parent-child murder-suicides, the motive was maternal depression, which correlated with child rearing. In double-suicide cases involving elderly couples, health problems and questions regarding their livelihood were important motives. In the largest number of suicides, in which one person kills the other and them him/herself based on a pact, the method of killing the partner was strangulation, in contrast to cases abroad in which firearms were used in the majority of cases. In many of the double-suicides the methods were nonviolent, i.e., carbon monoxide poisoning, hypnotic poisoning, etc.

Conclusion It was considered important for prevention of murder-suicides to prevent isolation and despair of mothers and the elderly. The present study revealed the limitations, which are attributable cultural differences, of a comparison of domestic with foreign cases. It was considered necessary for future studies of double-suicides to devise flexible definitions of double-suicides.

Key Words：murder followed by suicide, offender-victim relationship, methods of homicide, mercy killing, suicide pact

緒　言

従来，わが国において「心中」という言葉は，基本的には相思相愛の男女が互いの合意のもとに「自殺」する行為を意味し，「情死」などとも呼ばれてきた．心中は江戸時代，特に元禄に流行し，近松，西鶴の作品に好んで描かれ，小峰はそれらの影響により「物に感じ易く情に熱し易い青年男女の心酔するところとなり，悲恋に悩む者の中にはこれらの作物から暗示を受けて心中悲劇を辿る者が輩出した」と考察している[1]．一方，海外文献で「心中」は日本に特徴的であると報告されており[2]，その文化的背景として結婚における制約や，義理と人情の相克，死後に来世で結ばれるという民間信仰的な解釈などが挙げられている[3]．主に精神医学の論文では suicide pact，すなわち約束のある自殺と紹介されることが多く（double suicide とも言われる），法医学的には多くは男性が女性を殺害した後に自殺するという点から，murder followed by suicide，または murder-suicide，すなわち加害者の自殺を伴う殺人と記載される．つまり，合意のある心中といえども現象的には殺人とその短時間後に続く加害者の自殺の複合であると考えられている．このように研究者によって，また合意の有無と加害，被害の関係のどちらに重きを置くかによって suicide pact と murder-suicide はしばしば混同して用いられてきた．加害者と被害者の意志が同等の場合を suicide pact，加害者の意志が優越する場合を murder followed by suicide とする考え方もある[4]．わが国では1960年代以降，母子心中が最も多く，家庭崩壊や取り残された家族，特に子供の心的外傷後ストレス障害，いわゆる post traumatic stress disorder (PTSD) の問題など法医学と精神医学の両方の範疇にまたがり，両者の協力のもとにその防止に努めなければならない重要な領域を占めているが，無理心中に関する研究の多くは症例報告にとどまっている．このため，研究者によって異なっている無理心中や心中の定義を統一するために筆者の考える定義を示し，わが国でのこれらの特徴を明らかにし，海外との比較を行い，防止策を検討するために本研究を企図した．

対象ならびに方法

1945年9月から2003年12月までの期間に慶應義塾大学医学部法医学教室で施行された司法解剖（総数7276体）の解剖記録を調査し，無理心中および合意のある心中の事例を抽出した．解剖記録は司法解剖の総括であり，死因，創傷の部位と形態，凶器，死斑や死後硬直の程度，アルコールや薬物の定性，定量などの医学的な所見の他，加害者（記録中では被疑者と呼ばれる）の氏名や遺体を持ち込んだ警察署名，加害者と被害者の関係，事件の状況など社会的な情報についても記載されている．この事件の状況に関する記載を参照して心中事例を抽出し，合意の有無や動機についても判定した．しかし記載者によって事件の状況の記載の詳しさは大きく異なり，新聞記事なみに詳細なものから全く記載されていないものまで見られ，よって記載が不十分なために全例を把握出来ていない可能性は否定できない．本研究では加害者の自殺が未遂の事例も含め，総計298例，うち259例の無理心中を認め（総数306体），39例が合意のある心中であった．加害者が殺人の自責感から後に自殺した例や加害者と無関係な被害者が犯罪に巻き込まれて殺された例は本研究の対象から除外した．無理心中については解剖記録をもとに加害者と被害者の統計的特徴，年齢分布，関係，動機，殺人の手段などについて分析した．司法解剖は原則的に事件の一両日中に行われるため，その時点で心中であることが判明している事例が解剖記録に心中として記載され，そのような事例を本研究では抽出しているが，1984年以降の事例は朝日新聞のデータベースを検索し，該当事件の新聞記事があればそれを参照した．それによって新たに心中であることが判明した事例は認めなかった．また，1989年から2003年までの間の殺人の305例（総数321体）について同様の分析を行い，無理心中と比較した．無理心中と合意のある心中についても比較を行った．精神医学的診断については解剖記録に記載されたものを使用し，遺族や関係者への面接，かかりつけ医のカルテの閲覧は行わなかった．

結　果

1．加害者と被害者の統計的特徴

無理心中の加害者は男性が104人，女性が149人であり，記録の不備から6人が性別不詳であった．無理心中の被害者は男性が124人，女性が182人であった．無理心中の加害者の平均年齢は42.2歳，被害者の平均年齢は22.5歳であった．殺人の加害者の平均年齢は38.0歳であった．一方，殺人の加害者は男性が203人，女性が28人（他は記録の不備により不詳）であり，殺人の被害者は男性が226人，女性が95人であった．無理心中では加害者，被害者とも女性が多いが，殺人では加害者，被害者とも男性が多い．事件発生時の飲酒状況は，無理心中の被害者の21人から血液中よりアルコールが検出され，そのうち9人（3％）が血中アルコール

第1表　無理心中の加害者，被害者の年齢分布

年齢	男性/女性（加害者）	男性/女性（被害者）
1歳未満		26/22
1～9		53/40
10～19	0/1	10/16
20～29	14/31	10/38
30～39	17/36	7/17
40～49	10/12	2/10
50～59	12/15	5/10
60～69	8/3	2/10
70～79	9/1	2/12
80～89	3/2	3/5
90～	0/0	0/1
年齢不詳	37/48	4/1
総計（人）	110/149	124/182

濃度1 mg/ml以上であり，殺人の被害者の101人から血液中よりアルコールが検出され，そのうち48人（15%）が血中アルコール濃度1 mg/ml以上であった．年代別では，無理心中の加害者は30歳代が53人（うち女性が36人），20代が45人（うち女性が31人）の順で多く，女性の占める割合が高かった（表1）．無理心中の被害者は1歳以上10歳未満が93人（うち女性が40人），1歳未満と20歳代が各48人（それぞれ女性が22人，38人）という順に多く，子供の被害者に女性が特に多いということはなく，男女ともほぼ同数であることが分かった（表1）．遺書は無理心中事例のうち39例で残されていた．

2．加害者と被害者の関係

加害者と被害者の関係は母子心中が最も多く，恋人どうしの無理心中は16例と少なかった（表2）．また，母子心中の加害者は30歳代の母親が多く（表3），被害者は1歳未満が多かった（表4）．被害者の人数は1人が96例，2人が12例，3人が2例であった．一家心中では13例のうち10例は夫が加害者であり，うち5例の夫が30歳代であった．合意のある心中（39例）の中では恋人どうしのものが22例であった．また殺人の加害者と被害者の関係を比較すると，殺人では知人（友人，同僚，上司，隣人など）（86例），無関係（60例）の順に多く，無理心中のように肉親の間での事例は少なかった．

第2表　加害者と被害者の関係（無理心中）

母子	110
夫婦	53
内縁	21
恋愛	16
一家心中	13
父子	12
親殺し	12
孫殺し	4
姉妹	2
姑の嫁殺し	1
入院患者同士	1
不詳	14
総計（例）	259

第3表　母子心中の母親の年齢（歳）

10～19（歳）	1
20～24	7
25～29	17
30～34	20
35～39	9
40～49	10
50～	4
不詳	43（人）

第4表　母子心中の被害者の年齢（歳）

生後1ヶ月以内	8
2ヶ月から半年	25
7ヶ月～11ヶ月	10
1～4	38
5～9	29
10～14	9
15～19	2
20～	5（人）

第5表　母子心中の動機（解剖記録に記載のあったもの）

育児ノイローゼ	22
家庭内不和	9
子供の病気	8
母親の病気	4
父親の病気，死	2
経済問題	2
子供の家庭内暴力	1
子供の進学問題	1（例）

第6表　夫が加害者の場合の夫婦間の無理心中の動機（解剖記録に記載のあったもの）

年代（夫の年齢）	総件数	動機（件）
20	5	加害者の病気（1）
30	8	家庭内不和（5）
40	3	家庭内不和（2）
50	9	家庭内不和（2），経済問題（3）
60	5	妻の病気（2），夫婦とも病気（1） 家庭内不和（1），経済問題（1）
70	8	妻の病気（3），夫婦とも病気（3） 家庭内不和（1），経済問題（1）
80	1	妻の病気（1）
総計	39（例）	

3．無理心中の動機および殺人との比較

動機は解剖記録の記載に従って分類し，複数認められる場合はそれぞれをひとつと数えた．また，記載が不十分であるため，心中であることは分かっても動機が不明な事例も見られた．加害者と被害者の関係別に動機を表に示す（表5，6）．母子心中では育児ノイローゼが最も重要な動機であり（表5），以下家庭内不和，子供の病気が続き，「子供がかわいそうだから道連れにして死ぬ」といった愛他的な動機が続く．また，夫婦間の無理心中の動機は年代が低い夫婦では家庭内不和が多く，年代が高くなるに従い病気や経済問題が目立つようになる（表6）．内縁間の動機は「別れ話」が11例（52%）と最も多く，海外での無理心中の動機と類似していた．恋人どうしの場合，結婚に反対されたという動機は1例しか見られなかった．一家心中では動機が判明した5例中経済問題が動機のものが2例あり，経済問題が重要であることが分かった．父子心中は動機が判明した6例のうち4例が父子家庭であり，育児疲れや子供の病気など母子心中に似たような理由が多い．親殺し心中は12例のうち6例が病気や寝たきりの親を殺したものであり，介護疲れが動機と考えられる．係殺し，姉妹の心中は全例の動機が不詳であった．姑の嫁殺しは看病疲れ，入院患者どうしは加害者，被害者とも結核病院で長期療養中であった．一方，殺人の動機と比較すると，知人，無関係の間では口論，特に飲酒の上でのものが多く，親子間でも口論が8例と最も多いが，統合失調症の子供に殺されたのが5例と次に多かった．夫婦間でも口論が多く，子殺しでは子供や親の病気といった愛他的な動機が4例であり，それと並んで虐待が4例見られた．子殺しでは親子心中と似た動機が多く，この中には死にきれなかった親も含まれていると考えられる．子殺し以外は口論が殺人の主な動機と言える．合意のある心中39例では32例の動

第7表　無理心中全体の加害の手段

絞頸	114
扼頸	10
鼻口部閉塞	18
その他の窒息的手段	12
刃器	48
一酸化炭素中毒	37
焼死	21
溺死	14
鈍器による殴打	8
薬物中毒*	7
高所からの飛び降り	1
電車への飛び込み	1
その他	8
不詳	7
総計	306**（人）

*睡眠薬5，青酸化合物1，黄燐1
**総解剖体数に一致

第8表　母子心中の加害の手段

絞頸	42
扼頸	4
鼻口部閉塞	13
その他の窒息的手段	4
一酸化炭素中毒	33
溺死	13
薬物中毒*	6
焼死	4
刃器	3
高所からの飛び降り	1
電車への飛び込み	1
その他	1
不詳	2
総計	127**（人）

*睡眠薬5，黄燐1
**被害者の解剖体数に一致

第9表　無理心中の手段の年代による変化

	1945年～	1955年～	1965年～	1975年～	1985年～	1995年～
絞頸	5	17	32	30	10	20
刃器	4	2	18	11	4	9
一酸化炭素中毒	1	8	26	2	0	0
薬物中毒	2	5	0	0	0	0（例）

機が不詳であり，不倫や三角関係の清算などの動機が1例ずつ見られるが，特に目立つ動機は見られなかった．

4．無理心中の加害の手段

手段はほとんどの事例が単一であったが，複数ある場合は死亡の直接的原因となった手段を加害の手段とした．その結果，絞頸が最も多く（表7），母子心中（表8）においても同様であった．しかし母子心中では刃器による刺殺は少なく，一酸化炭素中毒が多いなどより暴力的でない手段が選ばれていることが分かった．溺死も母子心中で特に選ばれることが多く，状況としては母親が子供を負ぶって，または紐で縛って一緒に入水するものである．銃は無理心中では使用されなかった．合意のある心中の手段は睡眠薬中毒（20例）が最も多く，以下一酸化炭素中毒（13例），その他薬物（黄燐など）（3例）の順であり，暴力的な手段ではなく同時に企図することが可能なものが選ばれていた．一方，殺人では刃器を手段とするもの（128例）が最も多い．銃を用いた殺人はほぼ全例が暴力団関係である．また，無理心中の手段の年代による変遷を見ると，絞頸，刃器はどの年代にも見られるが，一酸化炭素中毒は1985年（昭和60年）以降，薬物中毒は1965年以降見られなかった（表9）．

考　察

1．調査対象例の問題点

本研究では慶應義塾大学医学部法医学教室で司法解剖された事例のみを対象とした．慶應義塾大学医学部法医学教室の司法解剖の管轄地域はかつては都区内から多摩地域までの広い範囲に及んだが，医大，医学部の新設に伴い徐々に縮小し，現在では都区内の西半分のみとなるなど大きく変遷している．また，近年は司法解剖が当番制となり，管轄内の事例であっても曜日によっては近隣の他大学に委嘱されることもあり，全例を把握することは困難になっている．海外でも州，郡，市単位の研究はあっても国レベルでの研究は見られないが，本研究も事例数は豊富ではあるがあくまでも慶應義塾大学医学部法医学教室の事例を分析したものであり，我が国，あるいは東京都といった国や地域を代表する研究とまでは言えない限界を認める．

2．方法論的問題

無理心中の国際的に統一された定義はない．Marzukらは殺人の後に加害者が1週間以内に自殺した場合を無理心中と定義しているが[5]，文献により殺人と加害者の自殺の間隔を1日から3ヶ月まで定義したものが見られる[6)7)]．またMarzukは加害者が自殺未遂に終わった例を除外しているが，妄想的，あるいは自己愛的な加害者が軽蔑されたり，昇進を妨げられたという被害妄想を抱き，それに基づいて同僚や上司などを殺害した後に自分も自殺した事例も含めており，わが国での理解に馴染まない面もある．このように国や地域によって定義が異なることが正確な比較を困難にしている．さらに，無理心中と合意のある心中の区別があいまいである文献もしばしば見られ，例えば親子心中は基本的には親の愛他主義の強要であり，殺人的な要素が強いため厳密には無理心中であるが，大原はdouble suicideの中にlove suicide pactと親子心中を併記しており[18]，FishbainとAldrichはこの分類は誤っているのではないかと指摘している[2]．また，FishbainとAldrichは，ほんとうに日本に特徴的といえる「心中」は恋人どうしの異性心中，love suicide pactなのではないのかと主張しているが[2]，本研究では合意のある心中39例の中でlove suicide pactは22例見られるのみであり，決して心中全体の中でわが国に特徴的と言えるほどの数を占めているとは言えなかった．むしろわが国に特徴的なのは母子（無理）心中であると言える．また事例の個別性からもあえて操作的に殺人と加害者の自殺の間隔を区切って議論することはあまり意味が無いと考えられる．よって無理心中，心中を筆者は次のように緩やかに定義する．

無理心中（murder-suicide）

「加害者が自殺する意志をもって殺人を犯した事例」

心中（suicide pact）

「合意のあることが遺書やその他の状況から確認でき，一酸化炭素中毒や薬物中毒など暴力的でない，同時に企図出来る手段が用いられた事例で，一方が知的，年齢的，体力的に他方の意志に逆らえない関係を除外したもの」

また，従来の研究では動機に関しても精神医学的な動機と社会的な動機を区別したものは見られない．例えば経済困難とうつが動機として併記されている場合であり，それぞれ精神医学的な動機としてはうつ，社会的な動機としては経済困難というように区別して記載されるべきである．一方，加害者，被害者の精神医学的診断を確定するのは法医学的には困難であり，Allen が指摘しているように，警察の聴取の際にある関係者がうつと言及すればそれが記録されてしまうなど法医学的な記録での精神症状の記載は十分に信頼できるものではない[7]．このため関係者からの聴取により精神科受診歴が確認されるか，あるいは遺体の血液の薬物定性検査により向精神薬が証明された事例を精神疾患があったと推定するのが法医学的手法での限界と考えられる．正確な診断を明らかにするためには Rosenbaum[18] のように遺族や関係者へのインタビューを行う必要があるだろう．本研究では加害者，被害者の背景にあるうつ状態についての明らかなデータは入手できなかった．しかし加害者のうつについては海外文献では 18～75%までの広い範囲での報告があり[5]，作田[20]の研究では 56%を示している．また，本研究では記録の不備のために表中に不詳という項目が散見される結果となった．特に加害者に関する情報は不詳な点が多く，今後の研究のために系統的な記録体系の整備が必要と考えられた．

3．海外での無理心中の特徴

アメリカにおける無理心中率は 0.2～0.3 件/人口 10 万/年であり，殺人率の 10 件/人口 10 万/年と比べ非常に稀である[5]．加害者はほとんどの報告で男性が圧倒的に多く，約 75～90%であり，被害者は 60～90%が女性である．加害者と被害者の関係は夫婦あるいは恋人同士が最も多い．親子心中は子供の犠牲者の割合で見ると，パリとその近郊で 45%[8]，香港で 35.7%[9]，カナダのケベックで 35%[10]であるのが目立つ．アメリカでは父親が加害者であることが多く，40～60%の子供が父親に殺されているが[5) 11]，逆にオーストラリア[12]では約半数，香港では 69.2%の加害者が母親である[9]．動機に関して Marzuk らは無理心中を二つのサブグループに分けて説明している[5]．一つは恋愛上の嫉妬のタイプで，加害者は通常若い男性であり，カップルの関係の破綻や男性の女性に対する時に妄想的とも言える不貞の疑いが動機であり，無理心中に先立ち言葉や身体的な暴力が見られ，女性の拒絶や別れるという脅しが引き金となるもの．もう一つは健康状態悪化のタイプで，加害者は病身の妻の面倒をみている高齢男性であり，一方，あるいはどちらも健康を損なっている，というものである．海外の文献では前者が多く，アメリカでは無理心中の 50～75%を占める[5]．後者は被害者を「憐れんで」殺害するという側面から，mercy killing と呼ばれることもある．前者の加害者の平均年齢は 40 歳前後であり，殺人の加害者よりも平均年齢が高いとする研究が多い[6]．動機は親子心中の場合，父親が加害者のときにはカップルの関係の破綻に子供を巻き込む場合が多く，拡大自殺とも表現される[5]．経済問題は動機としてあまり多くはなく，香港[9]で 25%と多いほかはパリ[8]の 5.4%，英国のヨークシャー，ハンバーサイド[13]では 11%を示す程度であるが，高齢者では不健康と並んで重要な動機であるとする文献も見られる[14]．精神疾患の関与は，ニューメキシコ州アルバカーキで 1978 年から 1987 年の間に起こった 12 件の無理心中の死亡者の家族，友人，親類にインタビューを行った Rosenbaum の研究では，無理心中の加害者の 75%が Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders,Revised Third Edition (DSM-IIIR) 診断基準[15]のうつ病性障害に一致した[16]．同じ研究では，無理心中の犠牲者では精神疾患は見られなかった．また，24 件の殺人事件のカップルと比較すると，殺人事件の加害者，被害者とも無理心中のカップルに比べて人格障害（特に反社会性），アルコール依存，薬物乱用と診断される者が多かった．このため殺人事件の加害者，被害者は犯罪歴があるものが多く，社会経済的地位も低いのが特徴であった．アメリカで無理心中の加害の手段として最も多いのは銃である．Marzuk らは 1966 年以降の文献を調査し，無理心中に銃が使われたのは 80～90%であると述べており[5]，アメリカにおける銃の入手の容易さが加害の手段に反映されていると考えられる．他の国々でも銃の入手が容易であるところでは射殺が多く，逆に銃の規制が厳しい香港では 56 例のうちわずか 1 例しかなかった[9]．加害者の自殺の手段は銃の入手が容易な国々では殺人と同様に銃であるが，香港では高所からの飛び降りが最も多く，48%であった[9]．

4．日本での無理心中の特徴

警察白書や警視庁統計書などには心中という分類がな

いことから，わが国における近年の無理心中に関する情報を入手するのは困難である．それは，心中が殺人と自殺に分けられるためと考えられる．このため，心中という分類が存在した頃の古い文献を見ると，心中の全ての自殺に占める割合は，1993年の警察庁資料では全自殺の1.6%である．また，心中発生率は1970年頃の警視庁統計書では人口10万あたり0.3前後である[17]．恋人どうしの異性心中は戦後の混乱期には少なかったものの，1950年代にはすべての心中の半数前後を占め，大原によれば1954年のわが国での「複数自殺」のうち58%が異性心中であり，母子心中はわずか18%にすぎない[18]．ところが異性心中は1960年代に入ると激減し，以後は母子心中がすべての心中の半数以上を占めるようになる[17]．1970年から1984年までの15年間に地方紙に掲載された心中事例を調査した研究によれば，すべての心中に対する母子心中の割合は，青森県で67%，全国で50.4%であった[19]．また警察との協力で行われた作田の報告では，加害者の48%が母親であった[20]．

5．海外文献との比較

1970年頃の警視庁統計書では心中率は0.3前後であり，アメリカの0.2〜0.3と似ており，無理心中率は先進国の間ではどこもほぼ同一であるという海外文献の記載[5]とも一致している．また，本研究では無理心中の加害者の平均年齢（42.2歳）の方が殺人の加害者の平均年齢（38.0歳）よりも高く，この点も無理心中の加害者の平均年齢の方が殺人の加害者の平均年齢よりも高いという海外文献の記載と一致している[6]．一方，海外との大きな違いは，まず海外では配偶者や恋人の間の無理心中が最も多いのに対し，わが国では母子心中が最も多いことである．ヨークシャーやハンバーサイド[13,21]では74%の被害者が配偶者あるいは恋人であるのに対し，本研究では配偶者，恋人である被害者は内縁を合わせても41%である．また，本研究では件数で見ると母子心中が42%と最も多く，子供の被害者の割合では父子，一家心中まで含めると162人，53%の被害者が子供であるが，海外ではパリとその近郊[8]は45%，シカゴ[22]は7.5%でしかない．母子心中が多いことは被害者の平均年齢にも影響しており，例えば香港[9]では32.3歳であるのに対し，本研究では22.5歳と非常に若い．このようにわが国で母子心中が多い理由は，わが国では母子心中に対する市民の反応は概して批判的ではなくむしろ同情的であるためと考えられる．一方，海外で関係の破綻により配偶者，恋人が被害者になることが多い理由は，男性の女性に対する性的独占，支配欲が強いことによるとされている[5]．また，無理心中の加害者の性別は海外では男性が80〜90%であるのに対し，本研究では女性が59%と過半数であることも相違点であるが，これもわが国において母子心中が多いことの反映であろう．一方，無理心中の被害者は海外では女性が70〜85%であるのに対し本研究では女性が59%で，海外に比べ女性の割合が少ない．これは，被害者の46%を占める10歳未満の子供では男性，女性ともほぼ同数であるためと考えられる．10歳未満の子供の被害者で男性と女性の間に差が少ないのは，小さい子供であれば男児であっても母親による殺害が容易であるためと考えられる．一家心中に関しては，Marzuk[5]は「典型的には，うつ状態で，妄想的な高齢の男性が，妻，子供，時にはペットまで殺し，加害者は自分が家族を救う愛他主義者であると考えている」「他に，身体的，精神的に無能力である成人の扶養している子供を配偶者とともに殺すものがある」と述べている．しかし本研究では13件の一家心中のうち5件の加害者が30歳代の男性であり，高齢ではなくむしろ働き盛りの父親であった．また，判明している動機としては経済問題が最も多かった．この違いの理由としては，第一に一家心中の概念が海外と我が国とで異なっていると考えられること，核家族化が進み，高齢者が一家心中の加害者になりえないこと，子供の病気が動機の場合，母子心中が選ばれることが多いためと考えられる．配偶者間の無理心中の動機は我が国では病気，経済問題が多く，恋愛上の嫉妬のタイプが50〜75%を占めるアメリカ[5]とは大きく異なっている．

6．母子心中のハイリスク

母子心中では表3，表4のように加害者は30歳代前半の母親が多く，被害者は1歳未満の子供が多い．被害者の人数は110例のうち96例が1人であった．

7．加害の手段および年代による変遷

加害の手段は絞頸が最も多いが（表7，8），同じ窒息的な手段の中でも扼頸は少なく，直接徒手的に窒息させることには心理的に抵抗があるためと考えられる．銃の規制が厳しい香港でも絞頸を始めとする窒息的手段が26%と最も多く[9]，銃を用いることが出来ない国では絞頸が最も多く用いられる手段であると考えられる．また，母子心中では一酸化炭素中毒など暴力的でない手段が選ばれることが多い．合意のある心中では睡眠薬中毒，一酸化炭素中毒の順に多く，母子心中と同様に暴力的な手段は少なかった．絞頸は索状物の入手が容易なためどの年代にも見られるが，一酸化炭素中毒は都市ガスに一酸

化炭素が含まれなくなったことにより，また薬物中毒は手段として最も多い睡眠薬で比較的安全なベンゾジアゼピン系が開発され，バルビツール系の処方が激減したことにより，近年では全く見られなくなっている（表9）．また，殺人では刃器による刺殺が最も多く，次いで絞頸，扼頸などの窒息的な手段，撲殺の順であり，暴力的な手段が多かった．

8．アルコールとの関係

殺人の方が無理心中に比べ酩酊状態（血中アルコール濃度が1 mg/ml以上）にある被害者が約5倍（15%対3%）も多かった．このことから殺人ではアルコールによる暴力的な衝動に対する抑制の欠如が犯行の主要な動機となっているが，無理心中ではアルコールの影響はあまり関係ないと言える．

9．心中（suicide pact）について

本研究では，わが国で特徴的とされてきた異性心中，love suicide pactは22例しか見られず，他の文献の事例も合意の有無や手段を厳密に評価すると従来love suicide pactとされてきた事例の多くが実際は無理心中であったと考えられる．異性どうしの無理心中は16例，6%しか見られず，作田[20]の研究の7%とほぼ一致している．1960年代以降異性心中が減少しているのは[17]，その大きな動機であった恋愛や結婚に関する制限が緩くなり，自由になったためと考えられる．一方，海外では心中を「二人が同時に，通常は同じ場所で自殺する相互の試み」とごく簡単に定義しており[23]，その頻度は400件の既遂の自殺に1件の割合であると言われており，非常に稀である[24]．また心中者は一般に50歳以上の夫婦であり，心中を提案するのは自己破壊的な行為の既往のあるうつ状態の男性で，青年のケースは更に稀であるとされている[24]．このため，若いカップルが恋の悩みから「心中」することが文学や演劇にも描かれたというわが国の歴史的背景が海外の研究者に異性心中が日本に特徴的であると考えさせたのであろう．また，Westは心中を二種類のグループに分類している[25]．即ち，二人が自殺を決意し，その後各々が自殺するものと，一方が相手にまず自分を殺すことを頼む，あるいは命令し，その後相手が自殺するものである．前者がより一般的であり，後者は一方が身体的な障害から自殺することが困難な場合に見られるとされている．しかし，後者は法医学的には無理心中と考えられる．一方，心中とされるケースにおいても心中の発案者から相手に対し一緒に自殺するよう圧力がかかっていることも多いとされており[26]，相互の意志が同等とは言えないことも多いと考えられる．

10．今後の防止策

無理心中の防止については，わが国ではその4割以上を占める母子心中の防止が重要である．母子心中の背景としてまず母親の孤立が考えられ，このため看護の側からは看護師，助産師，保健師による3ヶ月までの育児の訪問指導が提案されている[27,28]．これにより母親の孤立が防がれるだけでなく，産褥期精神障害のような精神病が早期に発見される効果が期待される．今日のように核家族化のため容易に肉親の支援を期待できない状況では，このような血縁以外の支援が必要となるであろう．また，心中に限らず自殺一般に言えることは，過去の自殺やうつの既往，喪失体験などは重要な警告指標である．家族やかかりつけ医がこれらに注意して早期にうつを発見し，専門的な治療につなげることも重要な防止策である．さらに家族の死を目の当たりにした子供がPTSDとなることも十分考えられる．今後はサバイバーの人生の再建についての研究もなされねばならないであろう[10]．

総　括

慶應義塾大学医学部法医学教室で1945年9月から2003年12月までに行われた司法解剖事例の中から無理心中および合意のある心中の事例を調査し，その特徴について検討し，海外文献との比較を行った．その結果，

1．無理心中の中では母子心中が多いのに対し，海外では配偶者，恋人の間での無理心中が多い．
2．母子心中の動機は育児ノイローゼが最も多く，海外での配偶者，恋人の間での無理心中の動機は関係の破綻が多い．
3．無理心中の手段は絞頸が最も多く，海外では銃が最も多い．合意のある心中では一酸化炭素中毒や薬物中毒など暴力的でない手段が用いられることが多い．
4．わが国に特徴的とされてきた恋人どうしの合意のある心中は実際は少なく，特に1960年代以降はほとんど見られない．
5．無理心中を定義する上で殺人と自殺の間の間隔を議論することに意味はなく，解剖記録等を参照し加害者が被害者を殺害した後に自殺する意志を持っていたかどうかで判断するべきである．

稿を終えるにあたり御指導を賜りました慶應義塾大学医学部精神神経科学教室，鹿島晴雄教授に深甚なる謝意を表します．また，多大なる御支援と御助言を頂きまし

た北里大学医学部法医学教室，栗原克由教授に深謝致します．ならびに症例検討に御協力頂きました慶應義塾大学医学部法医学教室，北里大学医学部法医学教室の教職員および大学院生の方々に心より感謝申し上げます．

文　献

1) 小峰茂之：情死に対する医学的考察．財団法人小峰研究所紀要第6巻，1938
2) David A. Fishbain, M. D., and Tim E. Aldrich, Ph. D.：Suicide Pacts, International Comparisons. J Clin Psychiatry 46：11-15, 1985
3) Fuse T：Some characteristics of suicide in Japan. Psychiatr J Univ Ottawa 5：89-94, 1980
4) Martin Brown, Elizabeth King and Brian Barraclough：Nine Suicide Pacts.A Clinical Study of a Consecutive Series 1974-93. British Journal of Psychiatry 167：448-454, 1995
5) Peter M. Marzuk, M. D., Kenneth Tardiff, M. D., MPH.,and Charles S. Hirsch, M. D.：The Epidemiology of Murder-Suicide. JAMA267：3179-3183, 1992
6) Palmer S,and Humphrey JA：Offender-victim relationships in criminal homicide followed by offender's suicide, North Calolina, 1972-1977. Suicide Life Threat Behav10：106-118, 1980
7) Allen NH：Homicide followed by suicide, Los Angeles, 1970-1979. Suicide Life Threat Behav 13：155-165, 1983
8) D. Lecomte, M. D. and P. Forns, M. D., Ph. D.：Homicide followed by suicide. Paris and its suburbs, 1991-1996. J Forensic Med43：760-764, 1998
9) Y. Chan, S. L. Beh, and R. G. Broadhurst：Homicide-suicide in Hong Kong, 1989-1998. Forensic Science International140：261-267, 2004
10) J. Buteau, A. Lesage, and M. Kiely：Homicide followed by suicide.a Quebec case series, 1988-1990. Can. J. Psychiatry 38：552-556, 1993
11) C. M. Milroy：The epidemiology of homicide-suicide (dyadic death). Forensic Science International 71：117-122, 1995
12) R. W. Byard, D. Knight, R. A. James, and J. Gilbert：Murder-suicide involving children,a 29-year study. Am. J. Forensic Med. Pathol20：323-327, 1999
13) C. M. Milroy：Reasons for homicide and suicide in episodes of dyadic death in Yorkshire and Humberside. Med. Sci. Law35：213-217, 1995
14) C. M. Milroy, M. D., Magdalene Dratsas, and D. L. Ranson：Homicide-Suicide in Victoria, Australia. Am. J. Forensic Med. Pathol18：369-373, 1997
15) Committee on Nomenclature and Statistics, American Psychiatric Association. Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, Revised Third Edition. Washington, DC：American Psychiatric Association；1987.
16) Milton Rosenbaum, M. D.：The Role of Depression in Couples Involved in Murder-Suicide and Homicide. Am J Psychiatry 147：1036-1039, 1990
17) 稲村博：わが国における心中の最近の傾向および危険の予測と対策．精神科診断学 4：173-184, 1993
18) K. Ohara, M. D.：Characteristics of suicides in Japan,especially of parents-child double suicide. Am J Psychiatry 120：382-385, 1963
19) 品川信良，野村雪光，平岡友良，北林静子，奈良月光，大坂弥生：産科および母子医療担当者の立場から「母子心中」を考える．日本医事新報 3250：31-34, 1986
20) T. Sakuta：A Study of Mutder Followed by Suicide. Med Law14：141-153, 1995
21) C. M. Milroy：Homicide Followed by Suicide (Dyadic Death) in Yorkshire and Humberside. Med. Sci. Law 33：167-171, 1993
22) S.Stack：Homicide followed by suicide, an analysis of Chicago data.Criminology 35：435-454, 1997
23) Robert Milin, M. D., and Atilla Turgay, M.D.：Adolescent Couple Suicide, Literature Review. Can.J. Psychiatry 35：183-186, 1990
24) Noyes R, Freye S, and Hartford CE：Conjugal suicide pact. J Nerv Ment Dis 165：72-75, 1977
25) West DJ：Murder Followed by Suicide. Cambridge, Mass：Harvard University Press；1967
26) Rosenbaum M：Crime and punishment-the suicide pact. Arch Gen Psychiatry 40：979-982, 1983
27) 芹沢茂登子：電話相談から見た親子関係．周産期医学 13：2258-2261, 1983
28) 佐藤　裕：わが国の自殺に関する研究（III）親子心中の実態．聖路加看護大学紀要 6：1-11, 1979